社会福祉法人えぽっく　定款

社会福祉法人えぽっく

社会福祉法人えぽっく　定款

第１章　　総　則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、障がいのある人、高齢者、児童、その他社会的困難をかかえている人があたりまえの市民生活をおくることのできる社会を実現すること、利用者に対して当事者や家族本位の視点にたった支援を行うこと、利用者一人ひとりの人権を守ることを大切にしながら、「困難をかかえる市民の声や願い」に応え、誰もが個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第二種社会福祉事業

　（イ）障害福祉サービス事業の経営

　（ロ）一般相談支援事業の経営

（ハ）特定相談支援事業の経営

　（ニ）障害児相談支援事業の経営

　　　　（ホ）移動支援事業の経営

　　　　（へ）老人デイサービス事業の経営

　　　　（ト）小規模多機能型居宅介護事業の経営

（チ）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人えぽっくという。

（経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

　２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の高齢者や経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービス等を積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条 この法人の事務所を北海道北広島市輝美町２番地３に置く。

第２章　　　評　議　員

（評議員の定数）

第５条 この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事1名、法人職員1名、外部委員1名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定

　　　時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評　議　員　会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第１０条 評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分

（８）社会福祉充実計画の承認

（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ケ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長

が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第１３条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１４条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名が、前項

　の議事録に署名又は記名押印する。

第４章　役　員　及　び　職　員

（役員の定数）

第１５条　 この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　　６名

（２）監事　　２名

２　理事のうち１名を理事長とする

（役員の選任）

第１６条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第１７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　理事長は、３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第１８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び　財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第１９条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了の時までとすることができる。

３　理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２０条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２１条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第２2条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の総合施設長、施設長及び法人事務局長は、理事会において、選任及び解

任する。

３　総合施設長、施設長及び法人事務局長以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理　事　会

（構成）

第２３条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第２４条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長の選定及び解職

（招集）

第２５条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第２６条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第２７条　理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第６章　　　資 産 及 び 会 計

（資産の区分）

第2８条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の３種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

　　 （１）建　物　北海道空知郡南幌町栄町四丁目２７９番地５所在の木造亜鉛メッキ

　　　　　　　　　　鋼板葺２階建　１棟（４４９．７６㎡）

（２）建　物　北海道空知郡南幌町栄町四丁目２７９番地９所在の木造亜鉛メッキ

　　　　　　　　　 鋼板葺２階建　１棟（３４４．２５㎡）

（３）土　地　北海道空知郡南幌町栄町四丁目２７９番９６所在の宅地

　　　　　　　　　 １筆（４２６．５９㎡）

　　　（４）土　地　北海道北広島市共栄２１番１　宅地

　　　　　　　　　　１筆（３,２４８．９６㎡）

　　　（５）土　地　北海道北広島市共栄２１番５　宅地

　　　　　　　　　　１筆（４００㎡）

　　　（６）建　物　北海道北広島市共栄２１番地１所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建１棟（９2４．7２㎡）

　　　（７）土　地　北海道空知郡南幌町緑町４丁目６２番３７　宅地

１筆（２５２．０３㎡）

（８）建　物　北海道空知郡南幌町緑町４丁目６２番地３７所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建　１棟（１３３．３１㎡）

（９）土　地　北海道空知郡南幌町北町４丁目１００２番４２９　宅地

１筆（２９５．３０㎡）

（１０）建　物　北海道空知郡南幌町北町４丁目１００２番地４２９所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建　１棟（１４７．３９㎡）

（１１） 建　物 北海道北広島市輝美町２番地3所在の鉄骨陸屋根造２階建１棟

（1,256.37㎡）

　 （１２） 土　地　北海道北広島市共栄２５番９　宅地

　　　　　　　　　 １筆（３,１７９．１２㎡）

（１３） 土　地　北海道北広島市共栄２５番１０　宅地

　　　　　　　　 １筆（３７１．４８㎡）

（１４） 建　物　北海道北広島市共栄２５番地９所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

１棟（４６７．８８㎡）

（１５） 土　地　北海道室蘭市八丁平４丁目２５番８　宅地

　　　　　　　　 １筆（６４９．０３㎡）

（１６） 建　物　北海道室蘭市八丁平４丁目２５番８所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺２階

建（３５２．５５㎡）

（１７） 建　物　北海道北広島市共栄２５番地９所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

１棟（４９３．４５㎡）

（１８） 土　地　北海道北広島市輝美町２番１１　宅地　１筆（２０２０．７６㎡）

３　その他の財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第３６条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な

手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第２９条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承

認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北海道知事の承認は必要としない。

　　　（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

　　　（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資にかかる担保に限る。）

（資産の管理）

第３０条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確　実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第３１条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３２条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細

　　　書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類につい　ては、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第３３条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第３４条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事

会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第３５条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章　　公 益 を 目 的 と す る 事 業

（種別）

第３６条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）生活困窮者自立相談支援事業

（２）生活困窮者就労訓練事業

（３）学習支援事業

（４）青色防犯パトロール事業

（５）無料職業紹介事業

（６）一時生活支援事業

（７）就労準備支援事業

（８）家計改善支援事業

（９）住宅確保要配慮者の居住の支援に係る事業

（１０）札幌市障がい者相談支援事業

（１１）札幌市地域ぬくもりサポート事業

（１２）夜間休日虐待通報等受付、緊急受入先調整・一時保護業務

（１３）被虐待障がい者の地域生活支援調査研究事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

（剰余金が出た場合の処分）

第３７条　前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第８章　　　解　散

（解散）

第３８条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散

事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第３９条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会

の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第９章　　　定 款 の 変 更

（定款の変更）

第４０条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可

（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第１０章　　　公 告 の 方 法 そ の 他

（公告の方法）

第４１条　この法人の公告は、社会福祉法人えぽっくの掲示場に掲示するとともに、官報、

新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４２条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　　　　　　　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　石川　秀也

理　事　　伊藤　常男

理　事　　光増　昌久

理　事　　我妻　武

理　事　　松坂　優

理　事　　熊井ゆかり

監　事　　細川　道子

監　事　　池田　雅子

２．この定款は、平成１７年１０月３日から施行する。

附則

　　この定款は、平成１８年４月１７日から施行する。

附則

　　この定款は、平成１９年２月１３日から施行する。

附則

　　この定款は、平成１９年１１月２６日から施行する

附則

　　この定款は、平成２１年４月１日から施行する

附則

　　この定款は、平成２１年１０月５日から施行する

附則

　　この定款は、平成２３年１月１２日から施行する

附則

　　この定款は、平成２３年３月２５日から施行する

附則

　　この定款は、平成２３年４月１日から施行する

附則

　　この定款は、平成２３年５月２３日から施行する

附則

　　この定款は、平成２３年１０月５日から施行する

附則

　　この定款は、平成２４年７月１日から施行する

附則

　　この定款は、平成２５年１０月２８日から施行する

附則

　　この定款は、平成２６年５月１６日から施行する

附則

　　この定款は、平成２７年１０月１３日から施行する

附則

　　この定款は、平成２７年１１月２６日から施行する

附則

　　この定款は、平成２８年４月１日から施行する

附則

　　この定款は、平成２8年７月２８日から施行する

附則

　　この定款は、平成２8年９月１３日から施行する

附則

　　この定款は、平成28年１２月１日から施行する

附則

　　この定款は、平成２９年４月１日から施行する。

附則

　　この定款は、平成３０年３月１６日から施行する。

附則

　　この定款は、平成３０年９月１２日から施行する。

附則

　　この定款は、平成３１年１月７日から施行する。

附則

　　この定款は、平成３１年３月２５日から施行する。

附則

　　この定款は、令和元年１１月２７日から施行する

附則

　　この定款は、令和２年３月３１日から施行する

附則

　　この定款は、令和２年５月３０日から施行する

附則

　　この定款は、令和２年６月15日から施行する

附則

　　この定款は、令和２年10月29日から施行する

附則

　　この定款は、令和３年３月１８日から施行する

附則

　　この定款は、令和３年９月１６日から施行する

附則

　　この定款は、令和３年１２月１７日から施行する